

日間)。

滞在中、地元企業に勤めている北海道在任時代の友人二人が旧市街を案内してくれた。食事をした国際ホテルのスカイラウンジは市街と港の夜景が見渡せ、男三人でいるのが恥ずかしくなる程オシャレな雰囲気に包まれていた。若者の間ではデートスポットとしてさぞかし有名な所に違いない。夕食後、友人達と金森倉庫脇を末広町に向かって歩いた。正面に函館山を仰ぎ、右から海からの潮風を受け、左から街路灯の淡い灯を浴びる格好になる。楽しげにそぞろ歩きする家族連れも多く、私自身、柄もなく家内と子供が一緒だったらなあと思った。

私を集中講義に呼んでくれたK先生によると、北教大函館校でも教員の関心事はやはり独法化問題で、同校の今後のあり方を含めさかんに討議されているとのことだっ

た。ただし北教大の場合、これとは別に、五つの分校の統廃合という数年来の問題がある。行政側が岩見沢校と札幌校の統合を打ち出したこともあったが、地元住民、商店会の猛反対で反故にされた。したがって地元の支持があれば大学は存続するというのが、K先生の意見だった(これについては同様の意見を本学部の独法化ワーキンググループ会議で耳にしたことがある)。

学生の関心事はご多分に漏れず就職だった。私の担当した講義には地元北海道出身でかつ公務員志向という学生、特に道庁あるいは地元市役所を志望する者が多かった。「どうして中央省庁を目指さないの?」と聞くと、「北海道で生まれ育ったのだから、北海道で働くのが一番自然」という答が返ってきて、良かれ悪しかれ道産子(どさんこ)らしさを感じた。

(金沢大学経済学部助教授)

CURES Topic

介護保険をめぐる議論と論点

横山寿一

7月から9月にかけて、日本医療経済学会(9月9~10日、京都)、全国社会福祉研究交流集会(8月26~27日、名古屋)、スウェーデン・セミナー(8月5日、金沢)、自治体学校(7月21~23日、奈良)、など介護保険・介護問題を取り上げた催しに、報告

者として、シンポジウムのコーディネーターとして、あるいは主催者として関わる機会を持った。いずれも介護問題の研究と実践にとって重要な問題提起を数多く含む企画で大いに刺激を得た。自分の報告にも触れながら、議論となった点をいくつか紹介す

る。

論点の第一は、介護保険の政策上の位置と役割についてである。日本医療経済学会におけるシンポジウム「高齢者介護の政治経済学－新自由主義と医療・福祉－」で伊藤周平氏（九州大学）は、新自由主義にもとづく福祉政策の一環として介護保険を位置づけ、財政削減と新たな市場開拓の両面から政策的意味と役割を明らかにした。これを受け新自由主義の日本の特徴とその具体化の実態をどうみるかが議論となり、一貫性を欠く妥協的性格とその背後にある生活要求との深刻な矛盾を正確に分析することの重要性が指摘された。私も「基礎構造改革」を取り上げた自治体学校での分科会講演で、介護保険の新自由主義的特質とともに、介護保険のもつ福祉抑制的な役割と介護要求とのズレが生んでいる実質的な修正の意味を分析すべきことを提起し、大方の支持を得た。

第二は、介護保険と自治体の役割についてである。この点については同じく日本医療経済学会で岡崎祐司氏（仏教大学）が、介護保険に地域福祉を限定しようとする現下の動きを批判し、地域の暮らしを全体として支える自治体の役割と地域福祉のあり方を鋭く提起した。私がコーディネーターを担当した社会福祉研究交流集会のシンポジウム「地域を変える・福祉を変える」でも、フロアーから自治体労働者が発言し、介護保険の対象にならない生活問題が切り

捨てられる危険性を指摘して、地域に対する行政責任のあり方を問いかけた。この点については、同じく社会福祉研究交流集会における介護保険の分科会でも複数の報告者から問題の重要性が指摘された。

第三は、非営利組織の介護事業参入をめぐる問題である。社会福祉研究交流集会のシンポジウムで石倉康次氏（広島大学）は、住民組織や協同組合組織の事業参入は、制度改善を進める契機となりうると評価したが、討論では逆に自立性を失い行政の下請け団体化する危険性も指摘された。非営利組織による事業の優位性を介護システム全体の改善にどのように生かしていくことができるか、介護保険のもとでこのことが具体的に問われ始めている。

第四は、介護保険サービスの利用・提供をめぐる問題である。私は日本医療経済学会の報告「介護保険の供給構造と介護保障の課題」で、介護保険下のサービス供給体制について新規参入組の営利企業が事業者の4分の1を占めるなど営利化の方向で再編されつつあることを明らかにしたうえで、「選択の自由」とワンセットになった「供給多元化」論は、同じ種類の質の異なるサービス（事業者）を多数揃えて利用者に選択させその結果も利用者の責任に負わせる仕組みで、サービスの量と質の確保を二義的な問題に貶める点で福祉サービスのシステムとしては重大な欠陥があること、選択の自由と量・質の確保との両立は、当事者の

関与を制度化した行政決定のシステムの構築ではじめて可能になるとの提起を行った。当日は議論にはならなかったが、学会終了後に少なくない反応があった。この提起のベースになったのは、スウェーデン・セミナーで奥村義孝氏(スウェーデン在住・本学経済学部非常勤講師)が紹介したスウェーデンの高齢者福祉における入札制度の理念と実際である。そのポイントは、自治体が責任をもってサービス提供を委託で

きる事業者を自治体の責任で1社だけ決定し、実際の利用にあたっては利用者の意向を最大限生かすところにある。福祉サービスにおける選択の自由とは事業者を選ぶ自由ではなく、質が保証されたサービスを自らの生活に必要な量だけ選択することによって生活の自己決定ができる自由である。介護保障の議論にいま必要なのはこの点の確認である。

(金沢大学経済学部教授)

830億円の損害賠償は法外か? 一大和銀行株主代表訴訟判決をめぐってー

澤田 幹

去る9月20日に大阪地裁であった、大和銀行の元取締役らへの株主代表訴訟判決は、恐らく日本中の企業経営者を震撼させるものであつただろう。この裁判は、1995年にアメリカ司法当局に訴追されたニューヨーク支店の元嘱託行員による債権取引をめぐる巨額損失事件で、その管理責任の所在が争点となつたわけだが、被告に対して命じられた損害賠償額の総額が約830億円と前例のない高額であったことに加え、取締役らの善管注意義務違反が厳しく問われたことも大きな関心を呼んだのである。

今回の判決では、一行員の犯した不正行為について、担当取締役に対して「取締役としての注意義務および忠実義務に違反し

た事実が認められる」というようにリスク管理を徹底しなかった責任があつたと判断された。また銀行内部での事件発覚後も法令に反してアメリカ金融当局への報告を怠つたため、結果として司法取引に応じて3億4000万ドルの罰金を支払い、さらに全米での業務停止処分を受け、アメリカからの撤退を余儀なくされたことについては、順法精神を欠いた「不適切な経営判断」として、取締役に連帯責任を負わせる決定が下された。このうち、とくに前者について、取締役が直接不正に関わったわけではない事項についての監督責任、企業として内部チェック機能の不備を法的に問うことができると判断した点できわめて特徴的である。